

令和6年2月9日
障害福祉部
障害施策推進課

世田谷区手話言語条例
(令和5年11月15日 福祉保健常任委員会資料)

1. 主旨

区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めるための条例制定に向け、学識経験者や手話を必要とする当事者等で構成される条例検討会（以下「検討会」という。）、障害者団体、障害者施策推進協議会等から意見をいただき検討を進めてきた。また、令和5年6月に条例（骨子案）に対するパブリックコメントを行い、9月6日の福祉保健常任委員会に条例（素案）を報告した。

この度、区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めることにより、手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会を実現するため、この条例を制定する。

2. これまでの経過

令和4年 5月26日	福祉保健常任委員会
11月11日	独立した手話言語条例の制定を検討することを報告
12月16日	福祉保健常任委員会
令和5年 1月25日	第1回検討会
2月10日	条例制定に向けた検討を開始することを報告
5月30日	第2回検討会
5月31日	福祉保健常任委員会 条例の検討状況を報告
6月 9日～6月30日	パブリックコメント
6月14日・15日	福祉保健常任委員会 第1回検討会
8月23日	手話言語に関するワークショップ開催
9月 6日	第2回検討会
9月15日	福祉保健常任委員会 条例（骨子案）を報告
10月11日	パブリックコメント実施結果の公表
	第3回検討会
	第4回検討会
	第5回検討会

3. 条例の名称について

手話が言語であることを示す簡潔な条例名とすることについて、検討会において同意を得たため、本条例の名称を「世田谷区手話言語条例」とする。

4. 条例（案）について

別紙1（案）

別紙2（案・素案 対照表）を参照。

○素案から案への主な変更点

- ・前文において、手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会を実現するために、この条例を制定することを明記。
- ・前文および第4条第2項において、手話が言語であることを定義する権利（手話の獲得（手話の習得をいう。）をし、手話を学び、手話で学び、及び手話を使うことができる環境整備）の記載順を修正。
- ・第2条において、手話を必要とする者の定義を明記。
- ・その他 文言の修正等を行った。

5. 条例に基づく取組みについて

（1）令和6年度に予定する主な取組みについて（概算経費）

①くみん窓口、出張所等における遠隔手話通訳の実施【新規】

- ・民間企業が提供するシステムを導入し、各総合支所のくみん窓口、保健福祉課、各出張所の窓口に配置した二次元コードを来庁者がスマートフォン等で読み込むことで、遠隔の手話通訳者につなぐ。

(歳出) 3, 014千円

(歳入) 1, 163千円 (国: 775千円、都: 388千円)

②区役所における待機手話通訳者の配置時間の拡充【拡充】

- ・手話を必要とする区民のための手話の環境を整備するため、待機手話通訳者の配置時間を現状の平日午前中のみ（9時から12時）から平日窓口開庁時間（8時30分から17時）に拡充する。

(歳出) 5, 538千円 (前年度比4, 080千円増)

(歳入) 2, 136千円 (国: 1, 424千円、都712千円)

③手話講習会「手話体験教室」の拡充【拡充】

- ・言語としての手話の魅力や重要性等を学び、理解を深めることを目指し、手話を学び始めたい方を対象とする「手話体験教室」を現状秋のみ開催しているが、来年度以降秋及び冬の開催に拡充する。

(歳出) 6, 766千円 (前年度比45千円減※)

(歳入) 2, 609千円 (国: 1, 739千円、都870千円)

※コロナ対策経費が減額したため

④区報「区のおしらせ」に手話の普及啓発のための紙面掲載（原則月1回）【新規】

- ・区のおしらせ「せたがや」に手話イラストを掲載し、手話の普及啓発、理解促進をはかる。

⑤手話通訳者の処遇改善【拡充】

・手話通訳者を、手話という言語と文化を理解したうえで、日本語を話す人と繋ぐ専門職として改めて評価し、平成27年以降見直しを行っていなかった通訳者の報酬額を、東京都と同等（区事業派遣の場合：@5,000円/2時間30分まで→@5,620円/2時間まで）とともに、不十分であった交通費加算の増額などの見直しを図る。

（歳出） 16, 434千円（前年度比7, 995千円増）

（歳入） 6, 335千円（国：4, 223千円、都2, 112千円）

（2）令和7年度以降に向けて検討している主な施策例

- ①区立小学校における手話の普及や理解促進に関する啓発事業の回数増
- ②手話への理解促進に向けた動画配信
- ③区職員が窓口等業務で使える簡単な手話を学び、定着させるための連続講座の実施
- ④令和7年度開催のデフリンピック（ろう者のためのオリンピック）に併せたスポーツ推進部と連携した普及啓発の実施
- ⑤遠隔手話通訳システムの災害時支援への活用

6. 今後のスケジュール（予定）

令和6年 4月 条例施行

別紙 1

世田谷区手話言語条例（案）

手話は、手指の動き及び表情を用いて、物の名前、抽象的な概念等を思考し、伝達する独自の文法を持つ一つの言語であり、手話を必要とする者が知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産です。

一方で、我が国では手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えず、過去には手話の使用について様々な制約を受けてきた歴史があります。その中でも、手話を必要とする人々の中で手話は生き続けてきました。

こうした背景の下、手話を必要とする乳幼児から高齢者までの様々な世代の人々が地域で安心して暮らすためには、言語として、手話の獲得（手話の習得をいう。）をし、手話を学び、手話で学び、及び手話を使うことができる環境を整備し、手話を継承していくことが必要です。

世田谷区は、手話が言語であるとの見地から、区民及び事業者の手話に対する理解を促進し、及び手話を使いやすい環境の整備等を進めることにより、手話の普及を図り、もって手話を使う人のみならず、区民及び事業者の全員が共同して、ろう者その他の手話を必要とする者の権利が尊重される地域共生社会を実現するために、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解を促進し、及び手話を使いやすい環境の整備等を進めることにより、手話の普及を図るため、その基本理念を定め、区の責務、事業者の役割及び区民が協力すべき事項について明らかにするとともに、手話に関する区の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もって地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとところによる。

- (1) 手話を必要とする者 ろう者その他の手話を必要とする者をいう。
- (2) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。
- (3) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

(4) 地域共生社会 障害のある区民その他の様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、地域において共に生きる社会をいう。

(基本理念)

第3条 手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人ひとりに、社会の一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保される地域共生社会を実現するために、手話に対する理解を促進し、及び手話を使いやすい環境の整備等を進めることにより、手話の普及を図るものとする。

(区の責務)

第4条 区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、常に手話を必要とする者の視点に立ち、その意見を聴いた上で、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解を促進するための施策
- (2) 手話を必要とする者が言語として、手話の獲得（手話の習得をいう。）をし、手話を学び、手話で学び、及び手話を使用することができる環境を整備するための施策
- (3) 手話を必要とする者が必要な情報を取得するための施策

2 前項各号に掲げる施策の推進については、国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者と連携して行うものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。

- (1) 手話に対する理解を深めること。
- (2) 区が実施する手話に対する理解の促進のための施策に協力すること。
- (3) 手話を必要とする者が手話を使いやすい環境を整備すること。

(区民の協力)

第6条 区民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。

(手話の普及啓発)

第7条 区は、手話の普及を目的として、手話に対する理解の促進を図るための啓発活動を行うものとする。

2 区は、区民が手話を必要とする者が直面する言語的障壁及び文化の違いに関する知識を培う機会を設けるよう、努めるものとする。

(手話を用いた情報発信及び意見の表明)

第8条 区は、手話を必要とする者が、手話により、区政に関する情報を取得し、及びその意見を表明することができるよう、必要な施策を推進するものとする。

(手話通訳者の派遣のための人材の確保及び養成等)

第9条 区は、手話を必要とする者が、手話通訳者の派遣により手話を使用した支援を受けることができるよう、手話通訳者及びその指導者（以下「手話通訳者等」という。）の確保並びに養成並びに手話通訳者等の技術及び専門性の向上に努めるものとする。

2 区は、手話通訳者等を増加させるための施策を推進するものとする。

(災害時における措置)

第10条 区は、災害その他の非常事態においても、手話を必要とする者が、手話を使用して必要な情報を迅速かつ的確に取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

案	素案
<p>手話は、<u>手指の動き及び表情を用いて、物の名前、抽象的な概念等を思考し、伝達する独自の文法を持つ一つの言語であり、手話を必要とする者が知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産です。</u></p> <p>一方で、我が国では手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えず、過去には手話の使用について様々な制約を受けてきた歴史があります。その中でも、手話を必要とする人々の中で手話は生き続けてきました。</p> <p>こうした背景の下、手話を必要とする乳児から高齢者までの様々な世代の人々が地域で安心して暮らすためには、言語として、<u>手話の獲得（手話の習得をいう。）をし、手話を学び、手話で学び、及び手話を使うことができる環境</u>を整備し、手話を継承していくことが必要です。</p> <p>世田谷区は、手話が言語であるとの見地から、区民及び事業者の手話に対する理解を促進し、<u>及び手話を使いやすい環境の整備等を進めることにより、手話の普及を図り、もって手話を使う人のみならず、区民及び事業者の全員が共同して、ろう者その他の手話を必要とする者の権利が尊重される</u>地域共生社会を実現するために、この条例を制定します。</p>	<p>手話は、手指の動き及び表情を用いて物の名前、抽象的な概念等の思考や、情報取得を行い、さらに表現する独自の文法を持つ一つの言語であり、手話を必要とする者が知的かつ心豊かな生活を送るための言語活動の文化的所産です。</p> <p>一方で、我が国では手話が言語であることに対する理解が十分であるとは言えず、過去には手話の使用について様々な制約を受けてきた歴史があります。その中でも、手話を必要とする人々の中で手話は生き続けてきました。</p> <p>こうした背景の下、手話を必要とする乳児から高齢者までの様々な世代の人々が地域で安心した生活を送るためには、言語として、手話を学び、手話の獲得（手話の習得をいう。）をし、手話で学び、手話を使うことができる環境を整備し、手話を継承していくことが必要です。</p> <p>世田谷区は、手話が言語であるとの見地から、区民及び事業者の手話に対する理解を促進し、手話の普及を図るとともに、手話を使いやすい環境の整備等を進め、もって手話を使う人のみならず、区民及び事業者の全員が共同して地域共生社会を実現するために、この条例を制定します。</p>
(目的) <p>第1条 この条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解を促進し、<u>及び手話を使いやすい環境の整備等を進めることにより、手話の普及を図るために、その基本理念を定め、区の責務、事業者の役割及び区民が協力すべき事項について明らかにするとともに、手話に関する区の施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な基本的事項を定め、もって地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。</u></p>	(目的) <p>第1条 この条例は、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、手話に対する理解を促進し、手話を使いやすい環境の整備等を進めることで、手話の普及を図るための基本理念を定め、区の責務、事業者の役割及び区民の協力すべき事項について明らかにするとともに、手話に関する区の施策を総合的かつ計画的に推進する</p> <p>ために必要な基本的事項を定め、もってろう者その他の手話を必要とする者（以下「手</p>

	<p>話を必要とする者」という。)の権利が尊重される地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) <u>手話を必要とする者 ろう者その他の手話を必要とする者をいう。</u> (2) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。 (3) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。 (4) 地域共生社会 障害のある区民その他の様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、地域において共に生きる社会をいう。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。 (2) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。 (3) 地域共生社会 障害のある区民その他の様々な状況及び状態にある区民が多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、地域において共に生きる社会をいう。
(基本理念) 第3条 手話が独自の文法を持つ一つの言語 であるという認識の下、一人ひとりに、社会の一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保される地域共生社会を実現するため、手話に対する理解を促進し、及び手話を使いやすい環境の整備等を進めることにより、手話の普及を図るものとする。	(基本理念) 第3条 手話に対する理解の促進及び手話を使いやすい環境の整備を進め、手話の普及を図ることは、手話が独自の文法を持つ一つの言語であるという認識の下、一人ひとりに、社会の一員として社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保される地域共生社会の実現を目的として実施されるものとする。
(区の責務) 第4条 区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、常に手話を必要とする者の視点に立ち、その意見を聴いた上で、次に掲げる施策を推進するものとする。 (1) 手話に対する理解を促進するための施策 (2) 手話を必要とする者が言語として、 <u>手話の獲得（手話の習得をいう。）をし、手話を学び、手話で学び、及び手話を使用することができる環境</u> を整備するための施策 (3) 手話を必要とする者が必要な情報を取得するための施策	(区の責務) 第4条 区は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、常に手話を必要とする者の視点に立ち、その意見を聴いた上で、手話を必要とする者の権利を尊重し、次に掲げる施策を推進するものとする。 (1) 国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者と連携して、手話に対する理解を促進することで手話を普及するための施策 (2) 手話を必要とする者が言語として、手話を学び、手話の獲得（手話の習得をい

<p><u>2 前項各号に掲げる施策の推進について は、国、東京都その他関係機関及び手話を 必要とする者と連携して行うものとする。</u></p>	<p>う。) をし、手話で学び、手話を使用するため、国、東京都その他関係機関及び手話を必要とする者と連携して、切れ目のない環境を整備するための施策 (3) 手話を必要とする者が必要な情報を取得するための施策</p>
<p>(事業者の役割) 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。 (1) 手話に対する理解を深めること。 (2) 区が実施する手話に対する理解の促進のための施策に協力すること。 (3) 手話を必要とする者が手話を使いやすい環境を整備すること。</p>	<p>(事業者の役割) 第5条 事業者は、基本理念にのっとり、次に掲げる取組を実施するよう努めるものとする。 (1) 手話に対する理解を深めること。 (2) 区が実施する手話に対する理解の促進のための施策に協力すること。 (3) 手話を必要とする者が手話を使いやすい環境を整備すること。</p>
<p>(区民の協力) 第6条 区民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。</p>	<p>(区民の協力) 第6条 区民は、基本理念にのっとり、手話に対する理解を深めるよう努めるものとする。</p>
<p>(手話の普及啓発) 第7条 区は、<u>手話の普及を目的として、手話に対する理解の促進</u>を図るための啓発活動を行うものとする。 2 区は、区民が手話を必要とする者が直面する言語的障壁及び文化の違いに関する知識を培う機会を設けるよう、努めるものとする。</p>	<p>(手話の普及啓発) 第7条 区は、手話に対する理解を促進し、手話の普及を図るための啓発活動を行うものとする。 2 区は、区民が手話を必要とする者が直面する言語的障壁及び文化の違いに関する知識を培う機会を設けるよう、努めるものとする。</p>
<p>(手話を用いた情報発信及び意見の表明) 第8条 区は、手話を必要とする者が<u>手話</u>により、区政に関する情報を取得し、及びその意見を表明することができるよう、必要な施策を推進するものとする。</p>	<p>(手話を用いた情報発信及び意見の表明) 第8条 区は、手話を必要とする者が手話により、区政に関する情報を取得し、及びその意見を表明することができるよう、必要な施策を推進するものとする。</p>
<p>(手話通訳者の派遣のための人材の確保及び養成等) 第9条 区は、手話を必要とする者が、手話通訳者の派遣により手話を使用した支援を受けることができるよう、手話通訳者及びその指導者（以下「手話通訳者等」という。）の確保並びに養成並びに手話通訳者等の技術及び専門性の向上に努めるものとする。</p>	<p>(手話通訳者の派遣のための人材確保、養成等) 第9条 区は、手話を必要とする者が、手話通訳者の派遣により手話を使用した支援を受けることができるよう、関係機関と連携し、手話通訳者及びその指導者（以下「手話通訳者等」という。）の確保並びに養成並びに手話通訳者等の手話技術及び専門性の向上に努めるものとする。</p>

2 区は、手話通訳者等を増加させるための施策を <u>推進する</u> ものとする。	2 区は、手話通訳者等を増加させるための施策を講じるものとする。
(災害時における措置) 第10条 区は、災害その他の非常事態においても、手話を必要とする者が、手話を使用して必要な情報を迅速かつ的確に取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	(災害時における措置) 第10条 区は、災害その他の非常事態においても、手話を必要とする者が、手話を使用して必要な情報を迅速かつ的確に取得し、及び円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。	附 則 この条例は、令和6年4月1日から施行する。